

令和9年度 田原本町保育施設利用(2・3号)のご案内

田原本町保育施設を利用申込されるにあたって大切なことを記載しています。

必ず一読いただき申込手続きをしていただきますようお願いいたします。

1, 田原本町内の保育施設について

別紙【田原本町保育所・認定こども園・小規模保育所】を参照ください。

施設へ直接問い合わせの上、希望する保育施設の見学をお勧めします。

2, 認可保育施設を利用するための要件(保育の必要性)について

事 由	保護者の状況・認定期間	必要な書類(※)・添付書類
1, 就 労	保護者が月 64 時間以上勤務している	就労証明書 (個人事業主等は、就労証明書裏面参照)
2, 妊娠・出産	産前産後各 8 週間(産後は出産日から 8 週を経過した日の月末まで)	母子手帳の写し(表面と出産予定日明記のページ)
3, 疾病・障がい等	保護者が疾病や障がいのため保育が困難なとき	疾病・障がい状況申告書
4, 同居家族の 介護・看護	同居家族を常時介護しているため保育が困難な時	介護・看護状況申告書
5, 就 学	大学や職業訓練校、専門学校に通っている時。就学期間中。	就学等(予定)証明書
6, 求職活動	求職活動中。3 か月以内。	求職活動状況等申告書
7. 災害復旧	火災等の災害復旧にあたっている場合。必要な期間。	—

※必要に応じて追加書類を求める場合があります。

3, 認可保育施設の利用申込について

(1) 申込に必要な書類

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設・事業利用申込書
② 保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書等)
③ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請に係る個人番号提供書 ※提出時、確認のため個人番号カード等持参
④-(1) 保育施設入所申込に関する確認及び同意書
④-(2) 指数算出表兼保育施設利用調整調査書

※2の各種証明書・申告書、3-(1)の利用申込各種様式は、

町の HP【子育て>保育所(園)>保育園・認定こども園(保育認定コース)・小規模保育所】からダウンロードできます。

(2) 利用申込締切日・利用調整

入所月(毎月 1 日入所)	受 付 ・ 締 切	結 果
4 月入所	令和8年10月30日(金)～11月10日(火)	申請者全員へ通知(1 月上旬)
5 月入所	令和8年10月30日(金)～令和 9 年2月10日(水)	内定児童のみ電話連絡(2 月下旬予定)
6 月～3 月入所	前月 10 日(土日祝日の場合は前日)締切	●入所内定児童:電話連絡(前月中旬頃) ●不承諾児童:連絡は致しません。同一年度内は、利用調整の対象

・入所内定後の流れ: 町との面談→園との面談→決定通知・保育料通知の発行→1 日から施設利用開始

・慣らし保育は、入所月初日入所後から開始となります。

・町が定める基準(※【基本点数・調整点数・同点数内の順位表】参照)により利用調整を行います。

・育児休業からの復職予定で入所決定の場合は、入所月内の復職が必要です(会社都合の場合のみ入所翌月 1 日復帰可)。

・転入予定の場合: 田原本町に直接申請ください。追加書類【転入に関する申立書と建築請負契約書等添付書類】が必要です。

・町外保育施設を希望する場合は、施設所在市町村に締切期日・申込方法等確認のうえ田原本町へ申請ください。

裏面に続く

4, 支給認定について

認可保育施設の利用にあたっては支給認定において 2 号もしくは 3 号認定を受ける必要があります。

支給認定区分		年齢	利用可能施設
1 号認定	教育	3～5 歳	幼稚園・認定こども園(教育認定コース)
● 2 号認定	保育	3～5 歳	認可保育所・認定こども園(保育認定コース)
● 3 号認定	保育	0～2 歳	認可保育所・認定こども園(保育認定コース)・小規模保育所

5, 教育保育給付 2 号・3 号認定を受けると

(1)保育料(入所後の利用者負担額)

保育料は、保護者の所得に応じて町が決定します。4～8 月は、前年度町民税額、9～3 月は、当年度町民税額に基づく利用者負担額

※詳しくは、町 HP【0～2 歳児保育所利用料徴収金額表】を参照

(2)保育所を利用できる時間(保育必要量)

保育を必要とする事由や状況により、【標準時間(11 時間)】【短時間(8 時間)】の 2 区分に分けて認定します。

保育に欠ける要件	必要量
1, 月 120 時間以上の就労の場合	標準時間
月 64 時間～120 時間未満の就労の場合	短時間
2, 妊娠・出産	標準時間
3, 疾病・障がい等	標準時間 または 短時間
4, 同居家族の介護・看護	標準時間 または 短時間
5, 就学	標準時間 または 短時間
6, 求職活動	短時間
7, 災害復旧	標準時間



6, その他

(1)「保育施設入所申込に関する確認及び同意書」をよくお読みください。

(2)申請後の変更手続きの電子申請が可能となりました。ご活用ください。

電子申請可能手続き	①電子申請の利用者新規登録	②保育所(待機・入所)変更申請
認可保育施設申請後の 変更手続き		
認可保育施設入所後の 変更手続き		

令和 9 年度保育施設新規申請

1 次募集期間

令和 8 年 10 月 30 日(金)～11 月 10 日(火)



《お問い合わせ》

田原本町こども未来課 こども支援係

0744-33-9036 (直通)

開庁時間：9 時～16 時 30 分